

教育研究内容（博士課程前期）

◆法学

教 員 名		2025年 4月入学	2025年 10月入学	教 育 研 究 内 容
教 授	折橋 洋介			行政法学における行政調査の位相、「行政救済」概念、個別実定法における「行政」概念、行政法学史の研究等を通じて、行政法の在り方に関心を持っている。
教 授	手塚 貴大			税務行政法を参考にして、行政作用における効率化と正義との相克の解消に関する法理論を研究している。その他にも、経済活性化を視野に入れた法人税改革を研究している。その際、特に、法律学の視点のみならず経済学をはじめとする隣接諸科学の成果を取り入れるようにしている。その他にも一般的に政策立案に関する法理論(立法学、法政策学)の構築も試みている。
教 授	堀田 親臣			民法でも財産法の領域を教育研究の対象とする。具体的には、不動産を中心とした所有・利用関係をめぐる問題、それが担保に供されたときの法律関係、侵害者に対する救済手段等の問題を取り扱う。これまでの研究では主として所有権に基づく物権的請求権を取り扱ってきたが、最近では、担保権の侵害とその救済、自然災害と被災者の私法的救済等にも関心を持って研究を行っている。
教 授	松原 正至			総論的課題として、公開会社と非公開会社のそれぞれについて、現行の会社法制の保護法益と実務上のニーズのズレを検討し、立法のあり方について研究する。また、各論的課題として、ベンチャー・ビジネスをはじめとした様々なビジネスプランに沿った起業・経営のあり方について法政策の側面から検討する。
教 授	宮永 文雄			民事訴訟法をはじめとした紛争処理全般を教育研究の対象としている。研究の中心であるADRに関しては、リーガル・カウンセリングの制度構築について検討を加えてきた。民事訴訟法に関しては、訴え提起前の和解について研究している。
教 授	Mousourakis George (ムスラキス ジョージ)	◎	◎	Professor Mousourakis' research interests span a wide range of subject areas, such as comparative law, international criminal law, philosophy of criminal law, international human rights, legal theory and legal history. His recent research focuses especially on the history, epistemology and methodology of comparative law, transmigration of laws, international penal policy, theories of responsibility in international criminal law and alternative dispute resolution systems. Dr. Mousourakis has published widely and has directed or taken part in international research projects concerning law and other social sciences.
教 授	吉中 信人			刑事法学全般、特に犯罪者処遇論について教育・研究を行ってきたが、近年は犯罪学、国際刑法および刑事訴訟法に加え、被害者学、犯罪予防論、更にはバルマラット事件後のイタリアを中心とした企業刑法をめぐめる諸問題についても取り組んでおり、共犯論を基軸に理論刑法に関する領域にも研究のスコープを広げている。方法論は、比較法的視点を重視しており、国内の文献はもとより、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語等の文献を考究する。英語とフランス語を中心としたこれら外国語による法学教育の研究にも取り組んでおり、授業では、外国語によるディスカッションも活用する。研究領域は犯罪者の社会内処遇および比較少年司法制度で、英独仏諸国の少年法制度を、とりわけ保護観察形態論の角度から研究してきたが、最近ではナレンス・バトリエ思想の源流を辿りながら、歴史的考察方法にも興味をもって取り組んでいる。
准教授	稲谷 信行			労働法を教育研究の対象としている。主たる研究テーマは、解雇や雇止めを中心とした労働契約関係の終了場面における法規制についてである。具体的には、第1に、管理職労働者などの労働者グループの特殊性に応じた解雇規制のあり方について、第2に、一般的解雇規制とは区別される特別な解雇規制のあり方について、ドイツ法の議論を手掛かりに検討を行っている。
准教授	井上 嘉仁			国家の役割を画定し、現実の国家権力を憲法的に統制する理論の形成を研究・教育の目標とする。そのためには、自由の意義を真剣に問い直すことが必要となる。そこで、リバタリアニズムの法哲学、オーストリア学派の自由論に学びながら、国家権力の限界を画する憲法理論を研究する。人々の自由な行為は、秩序を形成する。それは、人間行為の結果ではあるが、意図した結果ではない。この秩序と整合的な憲法規範とは何かを考察する。正当な国家権力の行使とは何かを、学生とともに研究していきたい。
准教授	金 ミンジュ			民法の財産法分野を研究の対象とする。具体的には、団体(法人でない社団、組合など)と共同所有をめぐめる問題、特に団体の構成員間の債権関係と団体財産の物権的規律の交錯部分について、ドイツ及び韓国など(東アジア)との比較法的な考察を踏まえて研究を行っている。
准教授	高田 恭子			家族法、ジェンダーと法分野の研究・教育の対象としている。現行法が想定する夫婦と子どもで構成される「標準家族」は、もはや多数ではない。離婚を経験したり、社会的養護、国際結婚の家庭があり、子どもが育つ環境は多様である。他方で、ジェンダーに起因する暴力(DV、ファミリー・バイオレンス)の問題やLBGTQの人々の家族形成の要請もある。このような現代社会の実態に目を向けて、家族法領域の研究をしている。そのために、立法過程や法解釈、判例分析に加えて、社会学や現代思想などを分析の対象として共同研究をしている。
准教授	野間 小百合	◎	◎	専門分野は国際知的財産権法であり、国境を越えた知的財産権に関する準拠法の決定を研究テーマとしている。特にインターネットにおける著作権侵害の問題は依然として論点の多い分野である。そのため比較実質法、比較国際私法を通じて、判例および学説の見解を整理・検討し、誰の利益をどのように保護するのかという利益考慮の観点から法的に妥当な結論が導けるように考察を行う。またその問題の大前提となる国際私法、国際取引法の分野に関して、論理的な思考能力の素養が身につくよう、具体的な事例に基づいて研究を行っている。
准教授	山口 幹雄			民法の財産法と呼ばれる領域を教育研究の対象とする。具体的には、民法が規定する債権発生原因(契約、事務管理、不当利得及び不法行為)、とりわけ契約に関する法的規律を教育研究の対象としており、比較法的考察や法の経済分析等をも踏まえた契約法の基礎理論等に関する研究を行っている。
助 教	辛嶋 了憲			公法学、特に憲法学を研究している。現在では、平等原則について研究をしている。具体的には、平等原則における裁判所による審査手法の在り方などを、主にドイツ憲法学(ドイツ連邦憲法裁判所の判例・ドイツの学説・歴史的展開)を手掛かりに比較法的に検討している。教育では、上記と関連して、公法学に関する日本の判例・学説を理解し、現代社会の諸問題を考察する。必要に応じて、ドイツをはじめとする外国法との比較法的考察も行う。
助 教	SUN LU			法及び法制度の歴史的経緯のみならず、古今法令における死刑存廃論、錯誤論、自首制度、刑事責任年齢など、様々な問題を通じて古代法の法理論から現代刑法理論を捉え直す。「先にあったことは、また後にもある、先になされた事は、また後にもなされる。日の下には新しいものはない。」たとえ現代法のような厳密な法理論が成立しなかったとしても、少なくともその源流となる思考が法の歴史上に存在していたことは現代においても唆暖に富むと思ひ、それを中心に研究して行きたい。

(注)◎印については、指導教員として志願することができません。

◆政治学

教 員 名		2025年 4月入学	2025年 10月入学	教 育 研 究 内 容
教 授	浅利 宙			教育面では、社会政策と社会資源の動向、現状、課題について、主に家族生活や地域生活で生じる諸問題や紛争現象との関わりを中心に、社会学・法社会学的な観点から検討している。研究面では、家族支援（特にグリーフケア）に携わる社会資源の実態調査、現代家族の形態と関係性の動向に関する調査、家族社会学の諸学説における家族規範の位置づけの検討などを主なテーマとしている。
教 授	江頭 大蔵		◎	①現代日本社会における家族システム及び宗教システムの相互関連と変動メカニズムの分析。その他の趨勢的トレンドの客観的認識の方法（統計データの分析を通じた変動趨勢の解析）、変動の背景と主要因の理解、解決すべき課題の所在などを検討する。 ②デュルケーム／デュルケーム学派の社会学説の研究。とりわけ機能論的方法と歴史的方法の相互浸透と乖離の経過の解明。自殺の社会学的原因類型の再構築。
教 授	永山 博之			研究関心は主として、ナショナリズムの理論的分析と安全保障問題、東アジア地域における国際関係に関する諸問題にある。授業ではこの問題を関連付けて扱えるようなトピックを選び、ケースを詳細に検討することを通じて、問題の構造的把握と各国の選択肢について議論する。とりあげるケースは、例えば、日中間の安全保障での対立構造、東シナ海、南シナ海問題、日米中の軍事戦略とその相互関係、日米同盟と日本の国内政治、北朝鮮の体制と核危機、及び日本、中国、韓国の草の根ナショナリズムと対隣諸国関係である。中国の政策や制度を過去の共産主義諸国の例と比較しながら理解できるように努めている。
教 授	吉田 修	◎	◎	〔教育面〕発展途上諸国が国際秩序の構築に関与する政治的条件の探求をテーマとして、関連文献を講読するという形を基本に、研究報告もまじえながら授業を行う。 〔研究面〕南アジア諸国、特にインドとパキスタンの対外関係をより広い国際政治の文脈に置いて、その外交及び内政を考察することを通じて、発展途上国が国際政治構造の構築にどの程度効果的に関与しうるか、という問題や、多民族性・多宗教性などの多様性をもつ国内における連邦制や高度な自治権をもった地方政府というあり方が政治的安定性にどの程度寄与しうるか、という問題を研究している。
准教授	荒木 隆人			多文化共生の政治学を専門としている。特に、近年、カナダのケベック州及びヨーロッパ諸国において新しい社会統合理念として提起されている間文化主義(interculturalism)の政治学的可能性について理論的・実証的に研究している。教育面では、多文化主義や間文化主義といった社会統合の理念及び政策についての文献を講読し、多文化共生に資する国家論の可能性について検討する。
准教授	小林 悠太			行政学及び公共政策論が専門分野である。教育面では、日本の中央政府及び地方府の取り組みを比較の観点から検討するとともに、欧米圏における最先端の研究動向を理論的／方法論的に検討する。研究面では、主に三つのテーマがある。①統治機構改革以降の執政部及び内閣の補佐機構に関する研究、②昇任、異動、技能に着目した公務員人事の実証研究(共同研究)、③政策調整に関する研究、である。
准教授	長久 明日香			専門は国際政治経済学であり、特に経済・貿易に関する交渉とそれらにかかわる政策決定過程の分析に関心がある。教育面では、主に国際政治経済学の理論を用いた分析方法について指導する。個別のテーマとしては、FTA(自由貿易協定)・WTO(世界貿易機関)などにおける自由貿易交渉、日米を中心としたアジア太平洋地域の経済統合などを取り扱う。
准教授	湯川 勇人			①戦間期において、それぞれ異なる中国権益を有していた日本、アメリカ、イギリスの3カ国の関係性がいかに変化していったのか、特にこれまでドイツ問題を中心に考えられてきた1930年代後半からの英米の接近という現象に対して、1930年代の日本の対中外交政策がいかなる影響を与えたのかを研究している。 ②1950年代における日本の外交論について、特に中立外交論について研究している。
助 教	重村 壮平			〔教育面〕日本政治や、選挙制度・投票行動など政治過程論に関連する国内外の文献を講読し、当該文献の意義・貢献・課題などを議論する。 〔研究面〕選挙制度論、投票行動論を専門としている。現在は、選挙制度が投票率や無効票に与える影響について、実験やデータ分析などの手法を用いて、明らかにすることを試みている。
特任助教	柴田 佳祐	◎	◎	専門分野は国際政治学であり、主に理論研究に関心がある。具体的な研究テーマとしては、①軍事同盟の形成について、特に、大国が小国と締結する同盟の機能について研究している。また、②国際政治・対外政策の遂行において国家が展開する正当化の論理についても検討している。講義では、国家がどのように対外政策の決定を行うのかに関する諸理論を取り上げている。

(注)◎印については、指導教員として志願することができません。